

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。
(養女チー(猫)の名前は入っていません。)

残暑お見舞い申し上げます。

本年4月27日には、新型コロナウイルス感染症は終息していないにも係わらず感染症法上の分類が5類に引き下げられ、日常の生活が戻って来ました。今も第9波の真っ只中ですが、人の動きはコロナ禍前に戻ったようです。当事務所では、5類引き下げ前は事務所に来ていただいたお客様にもマスクの着用をお願いしていましたが、5類引き下げ以降はお客様の判断に任せるようになりました。致死率等はインフルエンザ並みになったとはいえ若年層を中心に後遺症に悩む人も少なからずいらっしゃることから、今後とも感染に気を付けていきたいと思っています。

ところが人の移動が妨げられなくなったにも関わらず、我が家では今年の夏は子供達が誰一人帰省しないと云いますので、私の方から東京へ会いに行くことにしました。いつもいてくれるのは末っ子のチーだけです。



さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、東方面で兵庫県たつの市の竜野駅まで、西方面は広島県廿日市市の阿品駅までを歩き、山陽本線は残すところ58駅253.8営業kmとなりました。



また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、全国のマラソン大会出場を目指しているところ47都道府県中37都道府県のマラソン大会で完走を果たしました。その結果、フルマラソン27回、ハーフマラソン47回の完走を達成しました。また、ニ

ューイヤー駅伝のコースは、新に2区を走りました。

今年も連日の猛暑日や台風に加えて、に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の複数の感染症が流行する厳しい夏がもう少し続きそうですが、熱中症対策並びに感染対策を十分にとられ、皆様が健康に過ごされますようお願い申し上げます。

隣地使用権について

街中などでは隣の敷地までに十分な距離がとれず、自宅を新築したり改築したりする場合に、どうしても公示期間中に隣の敷地を使用しなければならないことがあります。このような事態に備えて民法第209条は「隣地の使用を請求できる。」と規定していました。そこで使用を請求して断られた場合には、承諾に代わる判決を得る必要があったため、倒壊の恐れがあるような場合には、間に合いませんでした。そのため本年4月1日に改正民法第209条が施行され、「隣地を使用できる。」ようになりました。この結果、隣人の許可がなくても、反対されても隣地を使用できることになりました。ただし、権利だからといって、無断でいきなり隣地に立ち入って使用するようなことをすれば、人間関係が悪化することは必定ですので、従来どおり使用をお願いするようして下さい。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。今年は6連休となり、長い

夏休みとなりました。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（２２－２０７３）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 ８月１１日（金）～８月１６日（水）